いわゆる「混合診療」問題について

社保審 医療保険部会

第11回 (H16.11.30)

資料2-

我が国の医療保険制度の基本的な理念

「保険証を持って行きさえすれば、基本的に一定の患者負担のみで必要かつ適切な医療が受けられる。」



必要かつ適切な医療は、基本的に保険診療により確保 一定の患者負担 (「3割負担」) 以外の患者負担は原則禁止

保険のほかに、追加的な費用を負担して高度な医療を受けたい。

保険のほかに、追加的な費用を負担して個室に入りたい。



特定療養費制度により、一定のルールの下で対応(初・再診料や入院医療は保険給付)

* 全額自己負担の自由診療は、安全性・有効 性について事前の確認がなされていないもの など、限定的

保険診療の原則

特定療養費制度

自由診療

療養の給付(現物給付)

一部負担金

療養費の支給 (現金給付)

超過金額

一部負担金相当額

全額自費負担

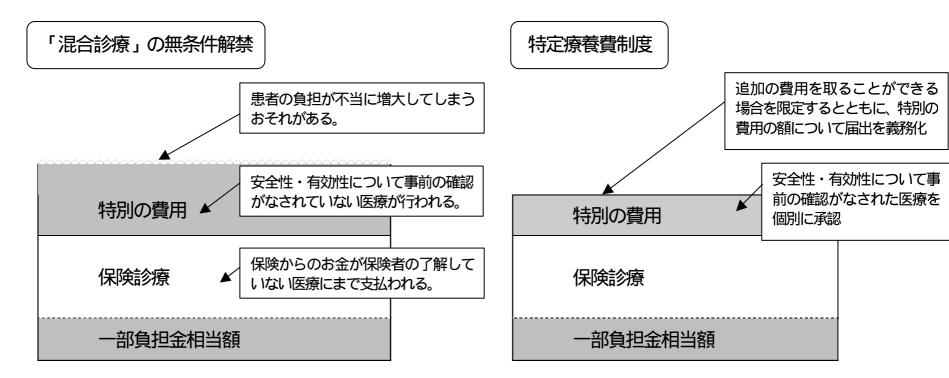
規制改革・民間開放推進会議の主張

いわゆる「混合診療」を全面解禁して、保険診療と保険外診療との併用を認めるべき。



無条件で解禁することは、併用されるサービスに限定がないので、 患者の負担が不当に増大してしまうおそれがある。 安全性・有効性について事前の確認がなされない。 保険からのお金が保険者の了解していない医療にまで支払われる。

適正なルール が不可欠



保険診療と保険外診療との併用に係る論点

	法定外の患者負担(*1)	有効性・安全性(*2)	併用サービスに係る 保険者等の関与
規制改革・民間開放 推進会議の主張	制限なし (十分な情報開示が前提)	事後検証	関与なし (基礎的部分に保険給付)
現行制度の考え方	併用サービスに限定あり (同上)	事前検証	当然関与 (同上)

法定外の患者負担(*1)について

保険外診療を併用したら、一連の診療に ついて全額自己負担となるのは、行き過 ぎではないか。 必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保。併用した場合に全額自 己負担となるのは、例外的な事例

高度な医療技術や抗がん剤などの医薬品についても、特定療養費制度により 併用を認めている。

「差額ベッド」に係る保険外負担を巡る社会問題の解決のために、昭和59年に特定療養費制度を導入したもの。これと相俟って、現行制度は妥当であるとの地裁判決あり

有効性・安全性(*2)について

一定水準以上の医療機関であれば包括	一定の水準の典型とみなされる大学病院でこそ、実験医療優先のための医療
的に解禁してもよいのではないか。	事故が起こっている。適正なルールの設定が不可欠
海外で承認されている医薬品の使用を 制限するのは不合理ではないか。	現行の治験に係る特定療養費制度等で対応が可能 (注)例えば抗がん剤について過去1年間に患者団体から早期承認の要望があって特定療養費の 枠組で対応できていない医薬品は3種類のみであり、これらは治験の運用の見直しにより対応 が促進される。なお、このうち1種類は優先的に審査中。
高度な医療を個別に承認する現行制度 では、迅速に対応できていないのではな いか。	し ・ 既に承認されている88枚例のつんノリ技術に いし